

第5節 地盤環境の保全

第1 未然防止

①規制・指導

■地下水採取規制・指導

地盤沈下対策として「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」や生活環境保全条例により規制地域内の関係事業場に対し、地下水の採取規制等の指導を行った。

■地下水の適正利用の指導

地盤沈下対策として法律や条例により規制地域内の関係事業場に対し、地下水適正利用等の指導を行った。

■地下水の代替水の供給

北大阪、東大阪及び泉州地域において、地盤沈下防止対策として地下水の汲み上げが規制されているため、工業用地下水の代替水として工業用水を供給しており、平成7年度も引き続き工業用水を安定的に供給するとともに、老朽施設の増補改良事業を計画的に実施した（2-27表、2-28図）。

■有害物質の漏洩の防止

水濁法、生活環境保全条例に基づき工場等の排水規制、事故時の措置の指導を行うため、届出書類の審査、立入指導及び採水検査を行うとともに、有害物質の使用、保管についても指導を行った。

■有害物質の地下浸透禁止

水濁法、生活環境保全条例に基づき工場等の有害物質の地下浸透防止を図るため、届出書類の審査、立入指導及び採水検査を行った。

②調査・研究等

■安全揚水量の解明

泉州南部地域は、地盤沈下の徴候として塩水化が生じていることが昭和58年度及び昭和63年度の塩水化調査により確認されていることから、その状況変化を把握するため塩水化調査を行い、今後の安全揚水量を解明するための基礎資料とした。

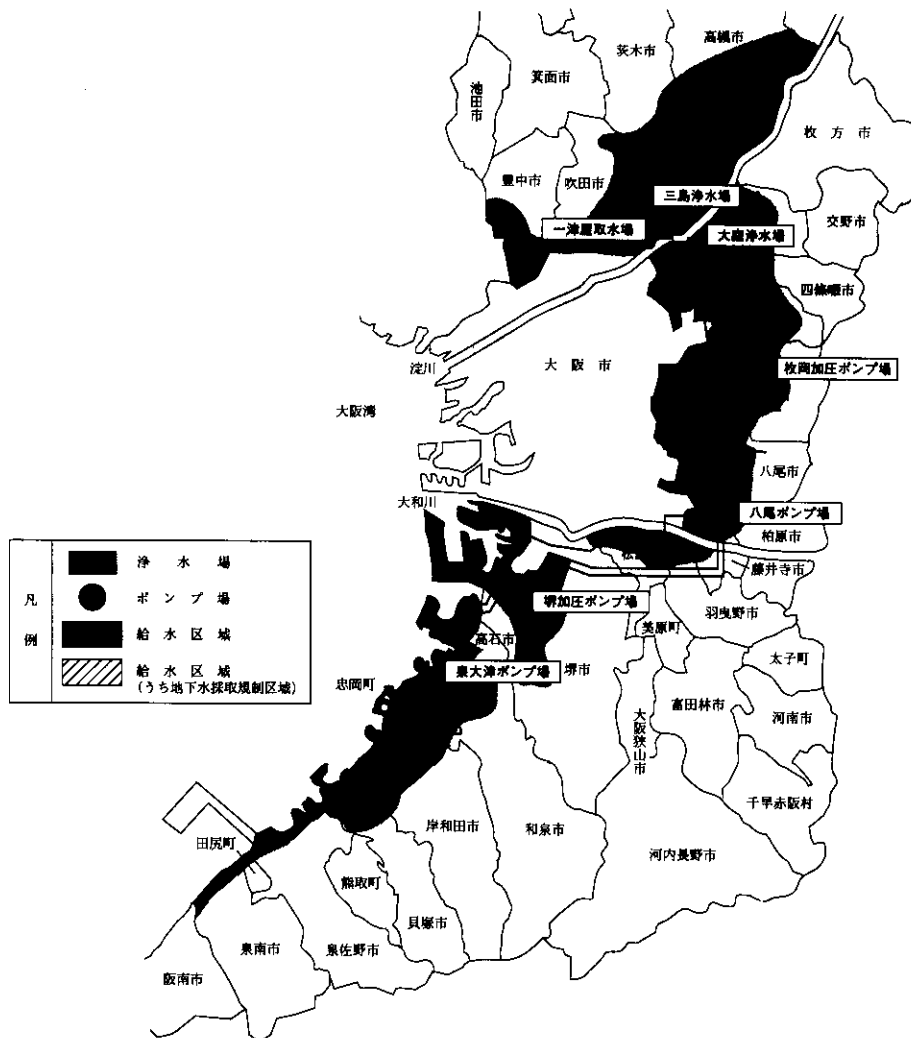
■地盤沈下機構の解明

塩水化調査を実施し、今後の地盤沈下機構を解明するための基礎資料とした。

2-27表 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況
(平成7年度)

区 分	給水事業所 (工場)	年間給水量 (m ³)
北大阪地域	104	38,314,722
東大阪地域	149	35,503,697
泉州地域	165	25,229,852
計	418	99,048,271

2-28図 工業用水道給水区域図



第2 環境監視

①環境監視

■地盤沈下の監視

水準測量調査として水準点627点について実施するとともに、地盤沈下観測所(31か所のうち沈下観測井29本)において地盤の層別の変動状況を把握するため、常時監視を行った。また、地下水採取量を把握するため、生活環境保全条例に基づいて地下水採取量調査を行った。

■地下水位の監視

地盤沈下観測所(31か所)において、地下水位の常時監視を行った。

■地下水質の監視

水濁法の規定に基づき、地下水質測定計画を定めて地下水の水質の監視を行った。また概況調査等で有害物質が検出され地下水汚染が懸念される地区について、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき汚染範囲の確認等のための調査を実施した。また、飲用井戸設置者に対しては、井戸の適正な管理について指導啓発を行った。

■土壤汚染概況調査

農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき土壤管理の実態と土壤、作物体、かんがい用水の調査を実施した。

平成7年度は南河内地域の40点において土壤管理アンケート調査および土壤実態調査を実施した。